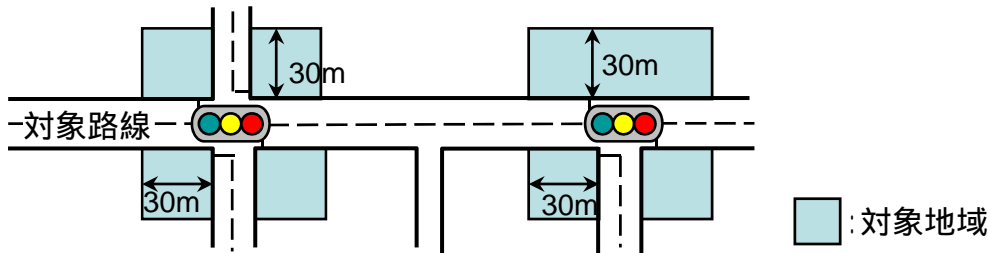


平成22年10月1日から広域幹線の交差点周辺地域が屋外広告物の禁止地域となりました

奈良県景観計画に定める「広域幹線沿道区域」の交差点周辺を「良好な景観又は風致を維持するために知事が特に必要があると認めて指定する地域」として、広告物の表示等を禁止する地域に指定しました。この地域では新たに広告物を表示することはできません。

規制の内容

- 対象路線: 奈良県景観計画に定める重点景観形成区域のうち**広域幹線沿道区域**(裏面参照)
- 信号を有する交差点の周辺30mの地域(下図)では広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止



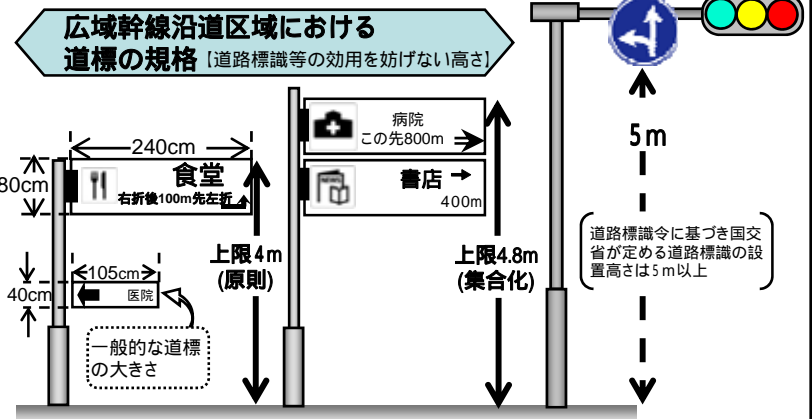
広域幹線沿道区域で禁止の適用除外となる屋外広告物について(表示可能な広告物)

道標(方向案内板)

- 縦80cm以内×横240cm以内
- 地盤面から広告物上端までの高さ4m以下
(同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は4.8m以下)
- その他の禁止地域、許可地域で適用除外となる道標の大きさは40×105cm以内又は30×75cm以内

自家用広告物

- 自己の事業又は営業に関し自己の事業所等に表示する屋外広告物
(総面積が10㎡を超える場合は**許可対象**とし、市町村が定める許可基準に基づく制限)



交差点周辺地域における規制のスケジュール

- 平成22年 4月1日: 禁止地域の告示指定等

周知期間(6ヶ月)

- 平成22年10月1日: 制度の施行

新規物件の設置規制スタート

- 平成25年 9月末: 経過措置期間の終了

広告物の全面禁止(適用除外の広告物を除く)

条例改正により、経過措置期間を1年から3年に延長

問合せ先

市町村屋外広告担当窓口

又は

奈良県 風致景観課
景観保全審査係

Tel: 0742-27-8756

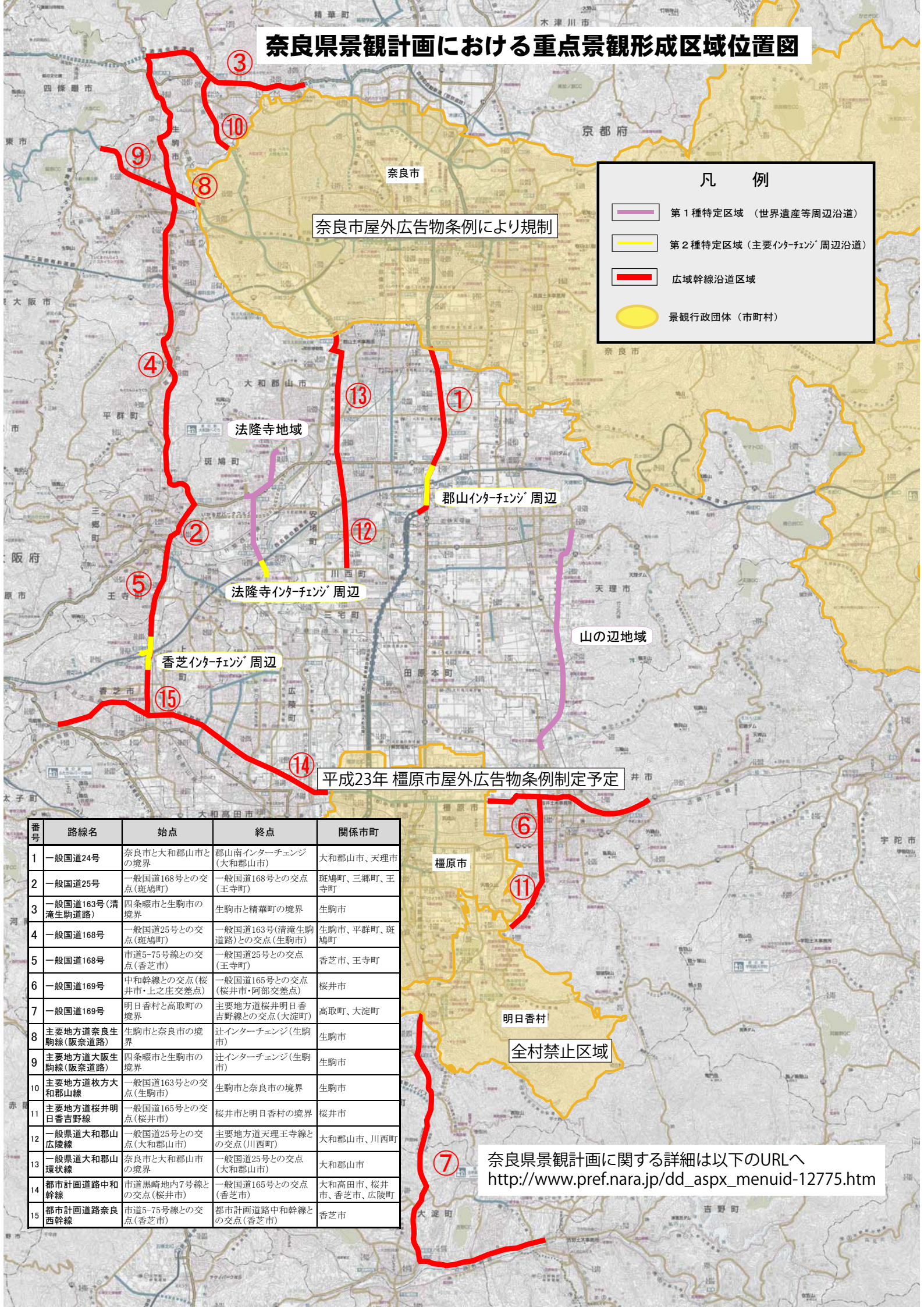
Fax: 0742-22-8276

屋外広告物規制の内容、市町村担当窓口等は以下のURLに掲載しています

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12909.htm

奈良県トップページ > 県の組織 > 暮らし創造部景観・環境局 > 風致景観課 > 屋外広告物の設置等の制限

奈良県景観計画における重点景観形成区域位置図



	第1種特定区域（世界遺産等周辺沿道）
	第2種特定区域（主要インターチェンジ周辺沿道）
	広域幹線沿道区域
	景観行政団体（市町村）

奈良市屋外広告物条例により規制

平成23年 橿原市屋外広告物条例制定予定

番号	路線名	始点	終点	関係市町
1	一般国道24号	奈良市と大和郡山市との境界	郡山南インターチェンジ(大和郡山市)	大和郡山市、天理市
2	一般国道25号	一般国道168号との交点(斑鳩町)	一般国道168号との交点(王寺町)	斑鳩町、三郷町、王寺町
3	一般国道163号(清滝生駒道路)	四条畷市と生駒市の境界	生駒市と精華町の境界	生駒市
4	一般国道168号	一般国道25号との交点(斑鳩町)	一般国道163号(清滝生駒道路)との交点(生駒市)	生駒市、平群町、斑鳩町
5	一般国道168号	市道5-75号線との交点(香芝市)	一般国道25号との交点(王寺町)	香芝市、王寺町
6	一般国道169号	中和幹線との交点(桜井市・上之庄交差点)	一般国道165号との交点(桜井市・阿部交差点)	桜井市
7	一般国道169号	明日香村と高取町の境界	主要地方道桜井明日香吉野線との交点(大淀町)	高取町、大淀町
8	主要地方道奈良生駒線(阪奈道路)	生駒市と奈良市の境界	辻インターチェンジ(生駒市)	生駒市
9	主要地方道大阪生駒線(阪奈道路)	四条畷市と生駒市の境界	辻インターチェンジ(生駒市)	生駒市
10	主要地方道枚方大和郡山線	一般国道163号との交点(生駒市)	生駒市と奈良市の境界	生駒市
11	主要地方道桜井明日香吉野線	一般国道165号との交点(桜井市)	桜井市と明日香村の境界	桜井市
12	一般県道大和郡山広陵線	一般国道25号との交点(大和郡山市)	主要地方道天理王寺線との交点(川西町)	大和郡山市、川西町
13	一般県道大和郡山環状線	奈良市と大和郡山市の境界	一般国道25号との交点(大和郡山市)	大和郡山市
14	都市計画道路中和幹線	市道黒崎地内7号線との交点(桜井市)	一般国道165号との交点(香芝市)	大和高田市、桜井市、香芝市、広陵町
15	都市計画道路奈良西幹線	市道5-75号線との交点(香芝市)	都市計画道路中和幹線との交点(香芝市)	香芝市

奈良県景観計画に関する詳細は以下のURLへ
http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12775.htm